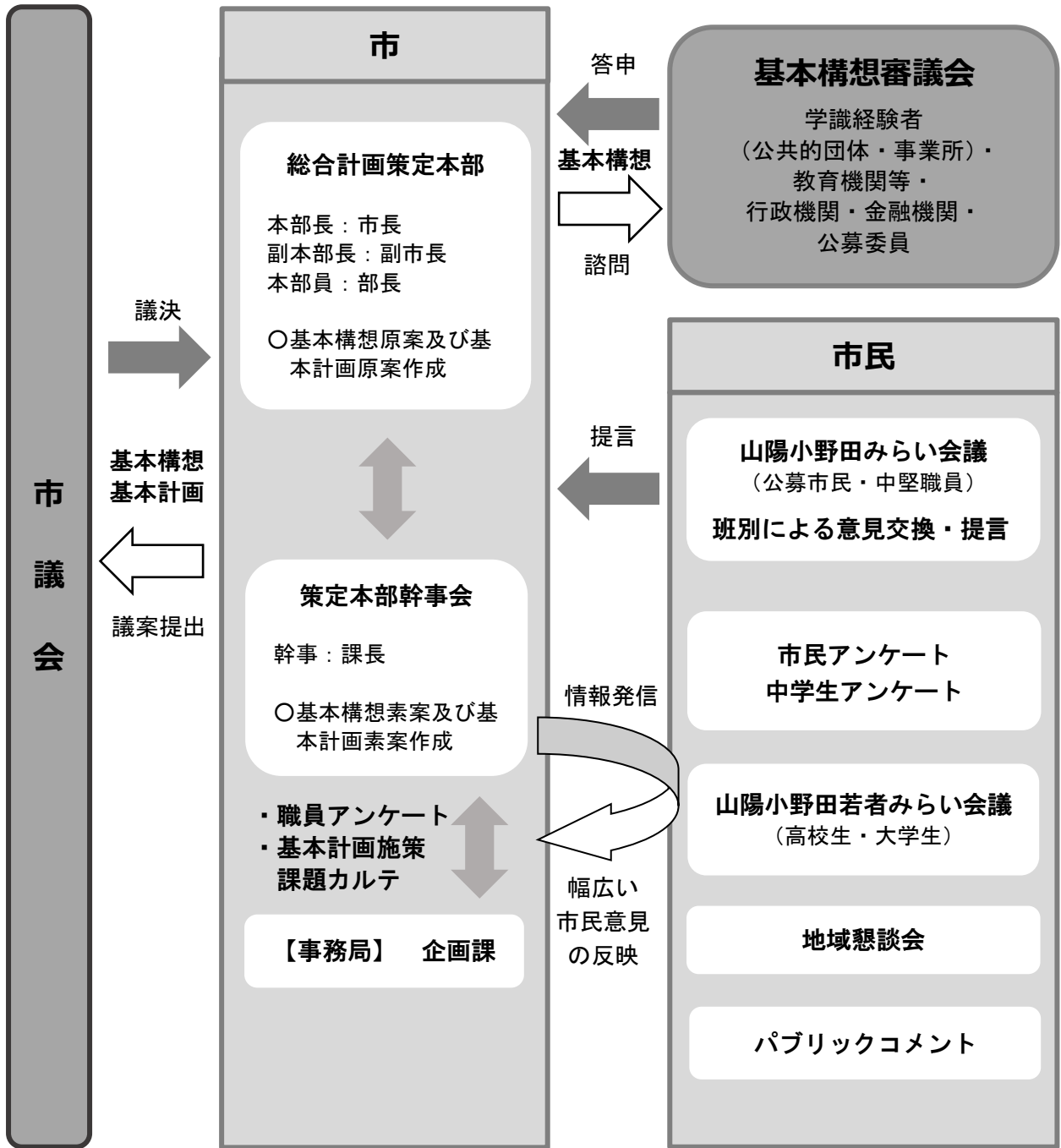


# 資料編

---

# 1 策定体制・策定経過

## (1) 策定体制



## (2) 策定経過

時期	内容	備考
2月～ 3月	市民アンケート調査の実施	市民 3,500 人、市内中学2年生 564 人
	職員アンケート調査の実施	市職員(消防組合を除く。)751 人
5月	総合計画に関する基本方針を策定	
	第1回総合計画策定本部会議	策定の基本方針の説明・決定
	市議会議員全員協議会	策定の基本方針の説明
7月	山陽小野田若者みらい会議委員募集	
8月	第2回総合計画策定本部会議	策定本部体制の説明 基本構想審議会の委員構成の説明 計画策定支援業務受託業者選定審査会の結果報告 「山陽小野田みらい会議」、「山陽小野田若者みらい会議」の進捗状況の報告
10月	第3回総合計画策定本部会議	山陽小野田みらい会議委員の報告 施策課題カルテの報告
	第4回総合計画策定本部会議	第二次総合計画の構成の説明 策定スケジュールの説明
11月	第1回山陽小野田みらい会議	テーマ「山陽小野田市の「いいところ」、「もっと良くしたいところ」
	第1回山陽小野田若者みらい会議	テーマ「山陽小野田市のいいところを考えよう」、「未来日記を描こう」、「未来日記を実現するためにはどのようなことが必要か考えよう」
	第2回山陽小野田みらい会議	テーマ「まちづくりの取組について考えよう」
	第3回山陽小野田みらい会議	テーマ「まちづくりの取組について考えよう」
12月	第4回山陽小野田みらい会議	提言の整理
	地域懇談会(小野田地区)	テーマ「山陽小野田市のいいところについて話し合う」、「山陽小野田市のもっと良くしたいところについて話し合う」
	第5回総合計画策定本部会議	施策体系の協議
	第6回総合計画策定本部会議	施策課題カルテの協議 施策体系の協議
	地域懇談会(山陽地区)	テーマ「山陽小野田市のいいところについて話し合う」、「山陽小野田市のもっと良くしたいところについて話し合う」
	第1回基本構想審議会	(諮問)第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の案について 総合計画についての説明 策定の基本方針についての説明
	第2回山陽小野田若者みらい会議	テーマ「実現するためのアイデアをさらに深めよう」、「自分たちができることを考えよう」
	第7回総合計画策定本部会議	提言 施策体系の協議
平成29年 1月	第5回山陽小野田みらい会議	提言
	第7回総合計画策定本部会議	施策体系の協議
平成29年 2月	第2回基本構想審議会	策定に向けた取組の説明 基本理念と将来都市像の説明・審議 施策課題カルテの説明

時期	内容	備考	
平成 29 年	第 8 回総合計画策定本部会議(中止)		
	第 9 回総合計画策定本部会議	施策体系の協議 基本構想の素案の協議	
	第 3 回基本構想審議会	基本理念及び将来都市像の検討 基本理念の審議 将来都市像の審議	
	5月	第 10 回総合計画策定本部会議	施策体系の協議 基本構想の素案の協議
	6月	第 11 回総合計画策定本部会議	施策体系の協議 土地利用構想の協議
		第 12 回総合計画策定本部会議	施策体系の協議 土地利用構想の協議 将来都市像の協議
		第 13 回総合計画策定本部会議	将来都市像の協議 重点プロジェクトの協議
		第 4 回基本構想審議会	基本構想の序論案の審議 基本理念及び将来都市像の素案の審議
		第 14 回総合計画策定本部会議	将来都市像の協議 重点プロジェクトの協議
	7月	第 15 回総合計画策定本部会議	将来都市像の協議 重点プロジェクトの協議
		第 16 回総合計画策定本部会議	土地利用構想の協議 重点プロジェクトの協議
		第 5 回基本構想審議会	基本理念及び将来都市像の審議 基本目標の審議 将来の都市構造の審議
	8月	第 17 回総合計画策定本部会議	重点プロジェクトの協議 基本計画の協議
		市議会総務文教常任委員会	総合計画策定の経緯等の説明
		第 6 回基本構想審議会	答申書の協議・決定 (答申)第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の案について
		第 18 回総合計画策定本部会議	基本構想審議会の答申内容の確認 重点プロジェクト素案の決定 基本構想、基本計画の素案の決定
	9月～ 10月	市民意見公募(パブリックコメント)の実施	第二次総合計画素案 パブリックコメントの意見の検討
		パブリックコメント結果の公表	広報紙、市ホームページ
		平成 29 年第 3 回(10 月)市議会臨時会	(提出)基本構想、基本計画
		総合計画審査特別委員会の設置	
10月～ 12月	総合計画審査特別委員会分科会	基本構想分科会、総務文教分科会、民生福祉分科会、 産業建設分科会	
12月	平成 29 年第 4 回(12 月)市議会定例会	(議決)基本構想、基本計画	

※山陽小野田みらい会議、山陽小野田若者みらい会議、地域懇談会の内容につきましては、資料編 190 ページから 195 ページまでを御覧ください。

## 2 基本構想審議会

### (1) 基本構想審議会規則

山陽小野田市基本構想審議会規則

平成17年山陽小野田市規則第235号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第30号)第3条の規定に基づき、山陽小野田市基本構想審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、40人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 関係機関の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から諮問された事項に対する答申を終了した日までとする。

3 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく委員を選任するものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者の意見を聴き、助言及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第17号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第18号）抄  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## （２）基本構想審議会委員名簿

	氏名	所属等
学識経験者（公共的団体）		
	吉川 邦男	山陽小野田市自治会連合会
	石川 宜信	山陽小野田市ふるさとづくり協議会
	小松 文子	山陽小野田市女性団体連絡協議会
	篠原 明子	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
	長谷川 久子	山陽小野田市民生児童委員協議会
	瀬口 哲義	山陽小野田市文化協会
	平中 政明	山陽小野田市体育協会
	恒松 恵子	山陽小野田観光協会
	平野 強	連合山口中部地域協議会山陽小野田地区会議
	藤村 嘉彦	一般社団法人小野田医師会
	民谷 正彰	一般社団法人厚狭郡医師会
	岡野 洋三	一般社団法人小野田歯科医師会
	中原 斎香利	厚狭歯科医師会
	渡邊 和行	山陽小野田市私立幼稚園連盟
	加藤 善雄	山陽小野田市保育協会
	平田 武	山陽小野田市老人クラブ連合会
学識経験者（事業所）		
会長（～第3回）	藤田 敏彦	小野田商工会議所（～第3回）
	原 雅典	小野田商工会議所青年部
会長（第4回～）	田中 剛男	山陽商工会議所
副会長（～第3回）	伊場 勇	山陽商工会議所青年部
	岡山 怜二	一般社団法人小野田青年会議所
	山根 健	山口宇部農業協同組合
	西村 広司	山口県漁業協同組合

学識経験者（事業所）		
副会長（第4回～）	江田 方志	若新株式会社
	原 孝造	有限会社原印刷所
教育機関等		
	森田 廣	山口東京理科大学
	松原 秀樹	サビエル高等学校
	田中 由紀子	山陽小野田市小・中学校PTA連合会
	吉田 由美子	山陽小野田市子ども・子育て協議会
	玉田 文吾	西日本工業大学
行政機関		
	中村 孝史	山口県宇部県民局
	江本 祥三	宇部・山陽小野田消防組合（～第3回）
	山本 晃	宇部・山陽小野田消防組合（第4回～）
金融機関		
	松原 一雄	株式会社山口銀行
	稲田 匠美	山口県信用組合（～第4回）
	内山 哲男	山口県信用組合（第5回～）
報道機関		
	竹本 満夫	株式会社宇部日報社
市民		
	塩田 賢二	公募委員
	古谷 義彦	公募委員

### (3) 諮問・答申

#### ① 諮問

山 企 第 B 2 1 0 4 - 1 2 号  
平成 2 8 年(2016 年)1 2 月 2 1 日

山陽小野田市基本構想審議会会長 様

山陽小野田市長 白 井 博 文

第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の案について（諮問）  
第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の案について、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。



## ② 答申

平成29年8月23日

山陽小野田市長 藤田剛二様

山陽小野田市基本構想審議会  
会長 田中剛男

第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の案について（答申）

平成28年12月21日付け山企第B2104-12号で諮問のあった第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の案について、当審議会において審議を重ねました。

審議に当たっては、これまでの第一次総合計画期間における取組の進捗状況や課題を踏まえた上で、この基本構想がこれから12年間における山陽小野田市のまちづくりの指針となるものとの認識に立ち、委員それぞれの立場や経験を基に慎重に審議し、検討してまいりました。

当審議会は、基本構想素案として示された「山陽小野田市の将来像」における「まちづくりの基本理念」、「将来都市像」、「基本目標」をおおむね妥当なものとして認め、これに審議内容を整理し、修正を加えて別添のとおり答申します。

市長におかれましては、この答申を尊重して第二次山陽小野田市総合計画を策定されるとともに、下記の意見を十分配慮して計画の実現に努められるよう要望します。

## 記

- 1 第一次総合計画期間における取組の進捗状況や課題を十分に踏まえた上で、更なる住みよさの向上に努められたい。
- 2 山陽小野田市立山口東京理科大学、ガラス文化、サッカーなど本市の特色を活かした活力あるまちづくりに努められたい。
- 3 人口減少の抑制に向けて、子育てしやすく、女性に優しく、女性が活躍できるまちづくりなどに努められたい。また、今後は人口減少社会を前提とした上で、持続可能なまちを将来にわたって継承していくことができるよう、企業の生産性の向上を図る施策についても検討されたい。
- 4 定住・移住の推進に向けて、本市の持つ魅力の積極的な発信に努められたい。
- 5 将来都市像として、山陽小野田市をイメージする色について検討され、市のPR等に活用されたい。
- 6 「計画の実現に向けて」については、審議会の意見を踏まえた上で、市において表現の再検討を行われたい。

## 3 市民会議

### (1) 山陽小野田みらい会議

本会議では、今後 12 年間の総合的なまちづくりの指針となる計画を策定するに当たり、市民の皆様が「住みたい・住んで良かった・住み続けたい」と感じるまちを目指すため、市民の皆様と一緒に市政を考える機会として開催しました。

会議では山陽小野田市の「いいところ」「もっと良くしたいところ」など全体として意見交換をしたのちに、基本目標ごとに方向性やまちづくりを進める上でのアイデアを出し合い、共有しました。

まちづくりみらい会議の内容を、次期計画策定に向けての提言書として取りまとめました。

#### 1 委員の構成

平成 28 年 1 月 1 日時点において満 18 歳以上 75 歳未満の市民 2,000 人を無作為に抽出し、参加希望者から委員を決定しました。

#### 2 実施日・場所

	日時	場所	参加者数
第 1 回	平成 28 年 11 月 2 日 (水) 18:30~20:30	山陽小野田市役所	22 人
第 2 回	平成 28 年 11 月 17 日 (木) 18:30~20:30	山陽小野田市役所	21 人
第 3 回	平成 28 年 11 月 24 日 (木) 18:30~20:30	厚狭公民館	16 人
第 4 回	平成 28 年 12 月 6 日 (火) 18:30~20:30	山陽小野田市役所	19 人
第 5 回	平成 29 年 1 月 25 日 (水) 18:30~20:30	山陽小野田市役所	16 人

#### 3 実施方法

市の魅力や課題、施策ごとの方向性の検討に当たっては、KJ 法（主にフセン紙に意見を書きだし、グループごとにまとめていく手法）で実施しました。

## 4 実施内容

第1回	山陽小野田市の「いいところ」「もっと良くしたいところ」
第2回 第3回	まちづくりの取組について考えよう 基本目標 1 子育て・福祉・医療・健康 基本目標 2 市民生活・地域づくり・環境・防災 基本目標 3 都市基盤整備 基本目標 4 産業振興 基本目標 5 教育・文化・スポーツ 基本目標 6 行財政運営
第4回	提言の整理
第5回	提言



## 5 ワークショップの意見概要

- ・子育て支援としては、低所得者家庭・子どもの貧困への対策などが必要という意見が挙がっています。
- ・防災体制の分野で、災害時における避難所の周知などの普及啓発の充実を求める意見が挙がっています。また身近な地域で困りごとを相談し合い、課題に対応できるよう地域のつながりづくりが必要という意見が挙がっています。
- ・交通に関する意見として、地域によっては公共交通機関の乗り継ぎが不便であることや慢性的な渋滞が起こるといった意見があります。
- ・観光振興に関する意見が多く挙がっており、特産品の開発や観光PRの充実など、観光客を誘致する施策から産業の活性化を図ることが必要という意見がありました。また、本市の魅力的な自然景観等についてもPRが必要という意見が出ています。
- ・大学があるという特長を生かし産学官連携を進めるとともに、質の高い学校教育を確保していくことが意見に挙げられています。また、子どもの健全な育成を図っていく上で、家庭や地域も一体となって子どもの健全な育成を支えられる体制をつくる必要という意見もあります。
- ・市政情報については、広報記事や市ホームページについて見づらい・わかりづらいという意見が挙がっており、市民の声や意見を取り入れた市民参加型の広報の作成や、地域活動の紹介などを積極的に行っていくことが望まれています。



## 6 山陽小野田みらい会議名簿

小田 鉄也	橋本 利枝子
棟久 光江	岩本 峰彦
大村 敬子	竹田 啓司
榎本 俊哉	植田 亜紀子
田中 義男	伊場 勇
松島 千恵子	宮本 明広
家入 克己	藤村 茂樹
近藤 征子	

### (2) 山陽小野田若者みらい会議

本会議では、今後 12 年間の総合的なまちづくりの指針となる計画を策定するに当たり、市民の皆様が「住みたい・住んで良かった・住み続けたい」と感じるまちを目指すため、高校生と大学生の皆様にご集まっていただき、市政を考える機会として開催しました。

会議では山陽小野田市の「いいところ」「10 年後どんなまちになったらいいか」などを話し合い、共有しました。

#### 1 委員の構成

16 歳以上 22 歳以下で山陽小野田市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学している人から公募しました。

#### 2 実施日・場所

	日時	場所	参加者数
第 1 回	平成 28 年 11 月 13 日 (日) 9:30~11:30	山口東京理科大学	7 人
第 2 回	平成 28 年 12 月 26 日 (月) 9:30~11:30	山口東京理科大学	6 人

#### 3 実施方法

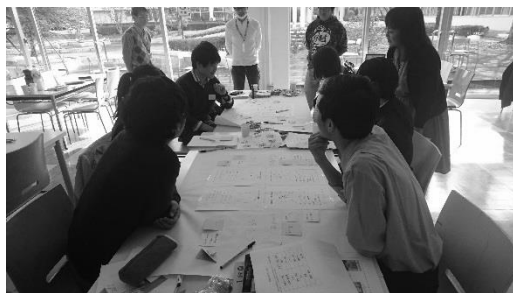
市の魅力や施策ごとの方向性の検討に当たっては、KJ 法（主にフセン紙に意見を書きだし、グループごとにまとめていく手法）で実施しました。

## 4 実施内容

第1回	第二次総合計画の概要説明、山陽小野田若者みらい会議趣旨説明
	グループワーク① ・テーマ:「山陽小野田市のいいところを考えよう」
	グループワーク② ・テーマ:「未来日記を描こう」
	グループワーク③ ・テーマ:「未来日記を実現するためにはどのようなことが必要かを考えよう」
	グループ発表
第2回	前回会議のおさらい
	グループワーク① ・テーマ:「実現するためのアイデアをさらに深めよう」
	グループワーク② ・テーマ:「自分たちにできることを考えよう」
	グループ発表

## 5 ワークショップの意見概要

- ・高齢者の生活支援として路線バス運行の充実や介護者の養成、高齢者の社会参加として働く場づくりなどのアイデアが出されましたが、福祉の充実には行政と民間との協力が不可欠という意見が挙がりました。
- ・美しい自然環境を観光・レジャーに活用するアイデアが出されました。
- ・産業振興として、インターンシップの機会が充実すれば、企業側・学生側双方にメリットがあり雇用の活性化につながるというアイデアが出されました。
- ・文化振興として、本市の特長であるガラス文化を普及するため、小・中・高等学校での体験機会やガラス作品の展示等によるPRを図るといったアイデアが出されました。



## 6 山陽小野田若者みらい会議名簿

中尾 濟	河平 花純
近藤 元勝	岐津 信考
畠中 彩佳	鹿島 大人
吉村 奈津	熊谷 尚紀
重岡 真由	深川 耕太

## (3) 地域懇談会

本会議では、計画を策定するに当たり、市民の皆様が「住みたい・住んで良かった・住み続けたい」と感じるまちを目指すため、小野田地区と厚狭地区の2か所で皆様と一緒に市政を考える機会として開催しました。

会議では山陽小野田市の「いいところ」「もっと良くしたいところ」などを話し合い、共有しました。

## 1 委員の構成

市民（自由参加）

## 2 実施日・場所

日時	場所	参加者数
平成28年12月12日（月） 18:30~20:30	山陽小野田市民館	20人
平成28年12月19日（木） 18:30~20:30	厚狭公民館	12人

## 3 実施方法

市の魅力や課題、施策ごとの方向性の検討に当たっては、KJ法（主にフセン紙に意見を書きだし、グループごとにまとめていく手法）で実施しました。

## 4 実施内容

1	第二次総合計画の概要説明、地域懇談会趣旨説明
2	グループワーク① ・テーマ：「山陽小野田市のいいところについて話し合う」
3	グループワーク② ・テーマ：「山陽小野田市のもっと良くしたいところについて話し合う」
4	グループ発表

## 5 ワークショップの意見概要

- ・福祉分野では病院や介護施設が多いことが挙げられており、医療機関は充実していると感じている人が多くなっています。一方で保育園の少なさや救急搬送が市外であるなどの意見もあり、保育サービスの充実や広域的な医療体制の整備が求められています。
- ・地域のコミュニティについて住民同士が良好な関係を築けているものの、過疎化を不安に感じているという意見が挙がりました。
- ・自然環境では、美しい夕日がみられるスポットや公園等の緑化環境のよさを市の魅力として挙げています。
- ・交通関係では、生活交通が不便、道路の渋滞の解消という意見が挙がっており、生活交通の充実や広域交通体系の整備が求められています。
- ・産業振興では、本市の産業の魅力として工業が活発であるという意見が挙がっています。また、農産物や水産物の新鮮さやおいしさが魅力として挙げられている一方、農業の担い手問題などへの支援が必要という意見も挙がっています。さらに、駅前をはじめとするにぎわいの少なさへの対策が必要と考える意見があります。
- ・教育分野では、大学があることや全ての学校に図書館司書が配置されているという意見が挙がっています。一方で学童保育が充実していないことや児童館が少ないことも挙げられており、充実が求められています。

### ■小野田地区地域懇談会



### ■厚狭地区地域懇談会



策定に向けて御協力いただきました多くの市民の皆様、本当にありがとうございました。

## 4 用語の解説

番号	ページ	用語	解説
※1	3	ローリング方式	現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業について見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。
※2	6、54	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合
※3	8	リーマンショック	国際的な金融危機の引き金となった平成 20 年のリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落を指す。
※4	8、14、23	第1次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、農業、林業、漁業などの産業。
※5	8、14、23	第2次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、鉱業、建設業、製造業などの産業。
※6	8、14	第3次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、第1次産業、第2次産業以外の産業で、電気・ガス・水道業、通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食業、サービス業などの産業。
※7	8	6次産業化	農林水産事業者が生産(1次)、加工(2次)、販売(3次)まで一体的に取り組むことや、2次・3次事業者と連携して新商品やサービスを生み出すこと。
※8	8、27、148	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行。
※9	9	公共的民間団体	市と連携及び協働して各分野で公共的に活動する団体。
※10	9	合併算定替	交付税の算定において、合併後も旧団体が存在するとして計算した旧団体の数値を合算すること。合併後の市町村で算定するよりも、合併算定替による方が交付税額が大きくなる。
※11	13	人口動態	人口の増減の原因となる、出生・死亡、転入・転出の状況を表すもの。
※12	15	特化係数	1.0 を超える産業は全国水準と比較して、その産業に特化しているとみることができる。
※13	18、21、88、90	男女共同参画社会	男性も女性も、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる社会のこと。
※14	23	インターンシップ	学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。
※15	26	ライフライン	主にエネルギー、水供給施設、交通施設、情報施設などの日常生活に必須となる設備、施設のこと。
※16	31、96	循環型社会	限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会のこと。
※17	32、44、150	シティセールス	自治体がまちの特色や魅力などを市内外に宣伝し、売り込むことにより、人や企業に関心を持ってもらい、知名度やイメージを上げていくこと。



番号	ページ	用語	解説
※18	33、102、103	UJターン	Uターンは地方出身者が他の地域に移住した後、再び出身地へ戻ること。Jターンは地方出身者が大規模な都市へ移住した後、出身地の間の他の地域に移ること、又は出身地の近くの地域に移ること。Iターンは大規模な都市で生まれ育った者が地方へ移ること、又は地方出身者が出身地以外の地域に移ること。
※19	42、166、168	パラサイクリング	国際自転車連合(UCI)の規定する競技規則の下で行われる障がい者の自転車競技のこと。選手は障がいの種類と使用する自転車により4つのクラスに分けられ、更に障がいの度合いにより分類される。なお、参加する選手の障がいの種類は大まかに四肢障がい(切断、機能障がい)、脳性麻痺、視覚障がい、下半身不随がある。
※20	43、153、170、171	ICT	Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
※21	44	DMO	Destination Management/Marketing Organization の略。観光地域づくりを推進し、牽引する専門性の高い組織・機能。
※22	51	ファミリーサポートセンター	子育てを「援助してほしい」「応援したい」という人がそれぞれ会員となり、地域で会員相互が援助し合えるよう支援する仕組み。
※23	54	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。
※24	54、57	介護給付	介護保険で要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。
※25	54	成年後見制度	判断能力が不十分な人を保護し、その人の財産や権利を守るため、法律的に支援する制度。
※26	55	安心相談ナースフォン	急病などの緊急時や日常の相談を受けるセンターに 24時間 365 日つながる機器。
※27	55	第二層協議体	住民主体の「支援」体制等のサービスや資源開発等を推進することを目的に、日常生活圏域毎に地域課題を検討する場として中核となるネットワーク。
※28	56	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防の推進等を総合的に行なう機関。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置している。
※29	56	住民運営通いの場	介護予防のために、百歳体操等を、住民が主体となって身近な場所で継続して運営する「通いの場」。
※30	56	介護予防応援隊	市が実施する介護予防事業等のサポートができる応援隊員。
※31	56	見守りネットさんようおのだ	徘徊認知症高齢者等を早期に発見するためのメール配信システム。
※32	57	地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう創設された介護保険制度上のサービス類型。市町村が事業者の指定や指導・監督を行う。
※33	57	施設サービス	介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、介護療養型医療施設サービスのこと。

番号	ページ	用語	解説
※34	57	小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練(リハビリテーション)を行う。
※35	57	看護小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」の組合せが提供可能なサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能となる。
※36	57	地域密着型サービスにおける居住施設	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のこと。
※37	57	ケアプラン	要支援、要介護の認定を受けた者を対象として、心身状況やおかれている環境、本人や家族の希望を取り入れながら、利用しようとする介護保険サービスの種類や内容、担当者、その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画書のこと。
※38	58	地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時に相談、対応ができる体制。
※39	59	共同生活援助事業所	障がい者が地域で生活するためのグループホーム。
※40	59	児童発達支援センター・事業所	障がいのある児童に地域で支援を提供する事業所。
※41	63	データヘルス計画	健診・医療・介護などの情報を分析し、導き出された健康課題に対して効果的・効率的に保健事業を進めていくための計画。
※42	63	特定健康診査	糖尿病や高血圧、脂質異常などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として導入された健康診査のこと。
※43	66	ソーシャルキャピタル	「Social capital(社会関係資本)」。人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができる、信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の特徴。
※44	72	避難行動要支援者	災害時に自力で避難することが難しく、第三者の手助けが必要となる高齢者、障がい者、難病患者など。
※45	74	自助・共助・公助	自助は自分でできることは自らの力で行うこと。共助は自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周りの人たちと助け合うこと。公助は自助・共助では解決できないことについて、行政機関などが支援を行うこと。
※46	74	ハザードマップ	危険予測図。災害事象によって危険が及ぶと想定される区域や避難に関する情報をまとめ地図化したもの。
※47	84	NPO	非営利活動法人(Non Profit Organizationの略称)。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体を指す。
※48	84、86	地域の夢プラン	中山間地域で生活する住民が自ら作成する、手づくりの「地域の将来計画」のこと。これには、地域の夢、地域の課題や解決方策、将来目標、役割分担等が定められる。

番号	ページ	用語	解説
※49	86	地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱する。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。
※50	88、89	DV	Domestic Violenceの略。配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力がある。
※51	92	エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」第4条第1項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称名。
※52	92、138、142	耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。
※53	92	遊休農地	現時点では耕作目的で利用されておらず、かつ、引き続き耕作目的で利用されないと見込まれる農地。周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地。
※54	94	多面的機能支払制度	農村地域においては、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあり、多面的機能を支える共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するための制度。
※55	98	緑のカーテン	アサガオやゴーヤ、ヘチマなどのつる性の植物を育て、ベランダや窓、壁をカーテンのように覆ったもの。
※56	98	温室効果ガス排出量	市が事業者、消費者としての立場で経済活動の主体として自ら行う事務・事業から発生するエネルギー起源二酸化炭素の量。
※57	102、103	転入奨励金	市外から転入して新たに住宅を取得した人に対して、家屋部分の固定資産税相当額が5年間奨励金として交付される。
※58	106	誘導居住面積水準	世帯人数に応じた、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要と考えられる住宅の面積に関する基準(①単身者: 55 平方メートル、②2人以上の世帯: 25 平方メートル×世帯人数+25 平方メートル など)
※59	108、170、171	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用することで、市民サービスの向上とともに、経費の削減等を図ることを目的とし、民間事業者や団体に、公の施設の管理を委ねるもの。
※60	110、112	ストックマネジメント計画	下水道ストックを適正に管理するため、全ての施設を対象として、その状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理するための計画。
※61	111	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、洗濯、風呂等から出る排水)を併せて処理する浄化槽のこと。
※62	112	水源涵養林 <sup>かん</sup>	雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林。
※63	112	給水収益に対する企業債残高	企業債残高が経営に与える影響からみた財政状況の安全を表す指標のこと。

番号	ページ	用語	解説
※64	112	流動比率	短期的な債務に対する支払い能力を表す指標のこと。
※65	114	デマンド型交通	利用者の移動要望(電話予約等)に応じて、運行経路や時間を調整して効率的な運行計画を立て、柔軟な輸送を可能とする、バスやタクシーなどを利用した乗合型の交通システム。
※66	114、115	コミュニティバス	道路運送法に規定された乗合バスの一種。地方自治体や地域が主体となり、交通空白地域の解消や高齢者の外出促進、中心市街地の活性化を目的に運行される。
※67	119	コンパクトシティ	中心市街地の活性化等を図るため、行政や医療・福祉施設、商業施設等の暮らしに必要な機能が住まいなどの身近に存在し、利便性がよく、効率的な都市構造のこと。
※68	126、130、136、137	経済センサス	経済センサスは、全ての事業所・企業を対象とする唯一の統計調査であり、事業所・企業の捕捉、企業構造の把握に重点を置いた「経済センサス 基礎調査」と売上高など、経済活動の把握に重点を置いた「経済センサス 活動調査」の2調査で構成される。
※69	130	セーフティネット保証制度	中小企業信用保険法第2条第5項各号に規定する各種の要件に該当し、市長の認定を受けた中小企業者について、信用保証協会の保証限度額の別枠化等が行われる制度のこと。
※70	139	農業次世代人材投資資金	就農時の年齢が45歳未満の新規就農者に対する支援。
※71	148	シンクタンク	幅広い分野の課題などを調査・研究し、その結果を公表したり解決策を示したりする研究機関のこと。
※72	149	おもてなしサポーター	観光事業者や市民の方で、おもてなしサポーター研修会を受講して登録を受けた人のこと。観光客へのおもてなしを向上するとともに、市の観光資源に愛着を持ってもらうことを目的としている。
※73	150	山陽小野田名産品	山陽小野田名産品推進協議会が認定する商品等。
※74	152	LD(学習障害)	Learning Disabilities の略で、知的発達に大きな遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの特定の能力の習得や使用が困難な状態を指すもの。
※75	152	ADHD(注意欠陥多動性障害)	Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、注意が散漫になったり、落ち着きがなく、衝動的で興奮しやすいなどの特徴を示す行動障害のこと。
※76	152	グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面で、従来の国家・地域の垣根を越えた、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる状態のこと。
※77	154	不登校児童生徒	連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒(病気又は経済的理由による欠席を除く)。
※78	157	ヤングテレホン	いじめや不登校、家族のこと、友達のことなどの悩みを専門の相談員に相談する青少年の悩みの専用電話相談のこと。
※79	158、159	コミュニティ・スクール	学校運営、学校支援、地域貢献の観点から協議を行い、「地域とともにある学校づくり」「学校とともにある地域づくり」を進めることを目的に、地域住民、保護者等から構成される学校運営協議会を設置した学校を指す通称。
※80	158	学校支援コーディネーター	学校と地域の間に立ち、地域住民の学校ボランティア、生徒・児童の地域ボランティアの企画、調整を担う人のこと。

番号	ページ	用語	解説
※81	164	ふるさと文化遺産	文化財に指定されていないものを含め、一定の価値付けをした本市独自の文化的資産のこと。
※82	166、167	総合型地域スポーツクラブ	誰もが身近な地域で気軽にスポーツを楽しめるよう、地域の人たちが自主的、主体的に運営するスポーツクラブ。
※83	174	経常収支比率	人件費や扶助費、公債費などの経常的経費に、市税や地方交付税などの経常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率。一般的には80%を超えると財政構造の弾力性が失われるとされている。
※84	174、175	行政評価	行政の施策・事務事業に対し、その妥当性、有効性、効率性を評価し、その結果をもとに、それらを適切かつ効率的に改善して、予算査定などに反映させる仕組み。
※85	174、175	地方公会計制度	現金主義・単式簿記を特徴とする地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記の考え方を取り入れた会計制度のこと。
※86	174	ネーミングライツ	公共施設の所有権はそのままにして、施設の名称(愛称)の命名権だけを企業等に譲渡し、広告費として収入を得ること。
※87	174、175	サポート寄附金(ふるさと納税)	自治体に対して寄附をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度。
※88	175	実質公債費比率	一般会計が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合。
※89	175	将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。
※90	176、177	パブリックコメント	市の政策立案過程で市民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。
※91	178、179	山口県央連携都市圏域	山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、島根県津和野町の7市町が、連携中枢都市圏構想の趣旨の下、相互に連携や補完を図り、圏域全体の将来にわたる発展と、個性と活力に満ちた圏域の形成を目指していくことを目的として、地方自治法に基づく連携協約を締結して形成したもの。

## 第二次山陽小野田市総合計画

---

発行年月：平成30年（2018年）3月

発行：山陽小野田市

編集：山陽小野田市総合政策部企画課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

電話：(0836) 82-1130 FAX：(0836) 83-2604